

## 第7節 し尿の処理

### 1 対応の経過

日付	内容
7月	
8日	<ul style="list-style-type: none"><li>・真備地区の許可業者が被災したことが判明</li><li>・民間事業者団体等に真備地区のし尿の汲み取りと、し尿・浄化槽汚泥の搬送業務を依頼</li></ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道部で仮設トイレの対応準備</li></ul>
10日	<ul style="list-style-type: none"><li>・経済産業省に仮設トイレを要請。真備浄化センターに仮設トイレが搬入（150基）</li></ul>
11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・仮設トイレの設置開始</li></ul>
17日	<ul style="list-style-type: none"><li>・真備浄化センターに仮設トイレが追加搬入（50基 合計200基）</li></ul>
18日	<ul style="list-style-type: none"><li>・43か所、169基の設置完了</li></ul>
8月	
1日	<ul style="list-style-type: none"><li>・真備地区の許可業者が復旧、電話受付及びし尿収集の他社による応援業務は終了し、平時の体制に移行</li></ul>
29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・し尿・浄化槽汚泥の搬送業務についても真備地区の許可業者による対応が復旧</li></ul>

## 2 し尿処理の概要

### 2-1 平時のし尿収集

倉敷市のし尿収集業務は直営及び収集運搬許可業者 17 社で行っており、責任体制の確立を図るため事業者ごとに収集区域を指定している。収集されたし尿は、直営のし尿処理施設（3 か所）及び一部事務組合のし尿処理施設（2 か所）へ投入し処理している。

真備地区を担当する許可業者は 1 社のみで、社屋や車両等は同地区内に所在する。通常、各世帯から収集されたし尿は地区内の貯留槽にいったん投入され、別途、同社の大型バキューム車により市外の総社広域環境施設組合（一部事務組合）の処理施設へ搬送されている。

表 3.21 真備地区のし尿収集人口（平成 30 年 3 月 31 日時点）

	人数	世帯数
真備地区人口	22,760	8,947
し尿収集人口	3,060	1,348

### 2-2 発災時の経緯

真備地区で河川堤防の決壊による大きな浸水被害が発生したことに伴い、真備地区の許可業者自身が被災し、社屋及び収集車両が使用不能になってしまった。

同社の業務が停止状態になる中、浸水のために汲み取り便槽が使えなくなる家庭が続出し、被災された方から汲み取りに関する問い合わせが多数市へ寄せられた。また、同じ時期、仮設トイレが順次設置されていたため、これに関する汲み取り依頼も寄せられた。

早急にし尿収集業務を復旧させる必要があったが、被災業者の早期の復旧は見込めなかったため、他の市内許可業者に応援を依頼することとし、通常業務のほか応援業務も可能な者として、し尿汲み取り許可業者 12 社で構成される民間事業者団体に対し電話受付業務の随意契約を行うこととした。

また、被災された方に向けては、汲み取りの依頼先を民間事業者団体にする旨の広報を行った。

## 3 収集運搬体制

### 3-1 収集運搬体制

---

民間事業者団体（12社）をはじめ、市内の他地区を担当する許可業者1社に対し、真備地区のし尿汲み取りを依頼した。なお、被災された方に対する汲み取り手数料額は減免とした。

汲み取り先の割り振りは、電話受付の委託先である民間事業者団体が行った。なお、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となるか判断するため、被災された方とそうでない方とで区別し支払いを行った。

8月1日以降は被災した真備地区の許可業者が復旧したため、電話受付及びし尿収集の他社による応援業務は終了し、平時の体制に移行した。

### 3-2 貯留槽からし尿処理施設への搬送

---

真備地区内のし尿貯留槽からアクアセンター吉備路へのし尿搬送業務については、真備地区許可業者が復旧するまでの間、大型バキューム車を複数台所有しており、平時に市のし尿処理施設間のし尿・浄化槽汚泥の搬送業務を請け負っている業者と随意契約を締結した。

9月29日から被災した真備地区の許可業者による業務が復旧し、それにより平時の体制に移行した。

## 4 仮設トイレ

発災直後、被災された方、ボランティア等から仮設トイレの設置要望が多く寄せられ、下水道部が設置を担当することとなった。経済産業省のプッシュ型物資支援を活用することとし、7月10日には150基、7月17日には追加の50基が真備浄化センターへ搬入された。

真備地区内の公共用地へ設置することとしたほか、自主避難場所や要望のあった場所、郵便局など許可が出た場所へ設置した。災害時の協定に基づき、市から民間事業者団体へ設置作業を依頼した。ピーク時の設置数は172基であった。

設置場所の広報は貼り紙、ホームページ、広報車、新聞等で行った。一方で、要望があっても道路上や個人宅、災害廃棄物が積まれて利用しにくい場所等への設置は断った。

また、維持管理を委託することとし、①トイレトペーパー・水・便槽の点検②トイレトペーパー・水の補給③清掃の対応が早急に取りれる業者を選定し、7月15日から作業を開始した。

使用頻度が下がってきた仮設トイレについては撤去予告の貼り紙をし、存続の要望があった箇所については設置を続けたが、要望のない箇所については9月から順次撤去を行った。

表 3.22 仮設トイレの対応状況

月 日	対応状況
7月 9日	下水道部で仮設トイレの対応準備
7月10日	経済産業省に仮設トイレを要請。真備浄化センターに仮設トイレが搬入（150基）
7月11日	仮設トイレの設置開始
7月17日	真備浄化センターに仮設トイレが追加搬入（50基 合計200基）
7月18日	43か所、169基の設置完了



仮設トイレ設置状況



トイレトレーラー  
(富士宮市提供、第二福田小学校)

## 5 統計

表 3.23 し尿汲み取り量の内訳

内訳	汲み取り量 (ℓ)
被災家庭	560,319
仮設トイレ (避難所含む)	116,046
ボランティアセンター	1,008
計	677,373